

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

一 道路整備費の財源に関する特例の廃止

毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を廃止するものとする。

(第三条関係)

二 地方道路整備臨時交付金の制度の廃止

地方道路整備臨時交付金の制度を廃止するものとする。

(第五条関係)

第二 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業に係る国の負担又は補助の割合の特例の対象となる道路

を一般国道又は主要な県道若しくは市町村道として政令で定めるものとする。

(別表関係)

第三 特別会計に関する法律の一部改正

一 道路整備事業の対象となる道路の見直し

社会資本整備事業特別会計において、その経理を明確にする道路整備事業の対象となる道路を高速自

動車国道、一般国道又は主要な都道府県道若しくは市町村道として政令で定めるものとする。

(第百九十八条関係)

二 道路整備勘定における揮発油税の収入の帰属に関する措置の廃止

揮発油税の収入の一部について、地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、道路整備勘定の歳入に組み入れるものとする措置を廃止するものとする。

(第二百二条の二関係)

第四 附則

1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。

2 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則関係)

第五 その他所要の改正を行うものとする。